

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県石油コンビナート等防災本部条例		
条 例 番 号	昭和 51 年神奈川県条例第 30 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局工業保安課		
条 例 の 概 要	石油コンビナート等災害防止法第 28 条第 9 項の規定に基づき、神奈川県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	石油コンビナート等災害防止法第 27 条第 1 項により、都道府県に設置することとされている石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)について、同法第 28 条第 9 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項に関し定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	防災本部は、石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進等を行うことを目的に設置されたもので、必要に応じて防災計画の修正等を行っており、総合的、計画的な防災行政を推進する上で有効な条例である。	開催状況 平成 17 年度 1 回 平成 18 年度 2 回 平成 19 年度 1 回
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	防災本部は知事を本部長とし、委員は、県の部内の職員のうちから指名された者、特別防災区域ごとの当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者等計 29 人で構成されており、効率的な運営を行っている。	本部員数 29 人
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)